

工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び
指名等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川地方生活環境施設組合（以下「組合」という。）が指名競争入札の方法により工事(測量並びに工事の設計及び工事に関する調査を含む。以下同じ。)又は製造(以下「工事等」という。)の請負契約(工事用材料の購入契約を含む。以下同じ。)を締結する場合における指名競争入札に参加することができる者の資格審査について定めるものとする。

(指名競争入札参加者に必要な資格の基本的事項)

第2条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、原則として組合を構成する地方公共団体の入札参加資格者名簿等に登録された者(以下「有資格業者」という。)のうちから選定するものとする。

2 工事等の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査に関する事項並びに資格審査の申請書の提出の時期及び方法については、「組合を発注者として、指名競争入札の方法により、工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類を定める件」(昭和61年組合告示第6号。以下「組合告示第6号」という。)及びその都度告示するところによる。

(指名競争入札参加者資格審査委員会の設置)

第3条 組合に、工事等の入札参加者の資格審査の公正を期するため、組合指名競争入札参加者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)を置く。

2 資格審査委員会は、組合告示第6号の第1並びに第5の第1号及び第2号並びに第4条第2項第2号及び第3項及び第8条第1号並びに第12条第1項において、別に定めるものとされた事項その他資格審査委員会の権限に属することとされた事項について調査審議する。

3 資格審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

所長、次長、係長

4 委員長は、所長をもってこれに充てる。

5 委員長は、会務を総理する。

6 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

7 資格審査委員会は、必要の都度委員長が招集し、その会議は非公開とする。

8 資格審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

9 資格審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

10 委員長は、必要であると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取

することができる。

- 1 1 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 1 2 資格審査委員会の庶務は、入札所管係において処理する。

(資格審査及び認定)

- 第4条 指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、入札所管係が行い、資格審査委員会の審議を経たのち、管理者の認定を受けるものとする。
- 2 前項の資格審査及び認定は、次の各号により行うものとする。
 - (1) 組合告示第6号の第1の各号のいずれかに該当する者及び第2の各号の要件を満たしていない者を除き、入札参加資格の認定を行うものとする。
 - (2) 前号による認定は、組合告示第6号第5及び第6並びに別に定める等級別格付基準により審査し、等級別格付を要する工事業者については等級別格付をして行うものとする。
 - 3 前項の格付けをした等級に対応する発注の標準となる工事等の設計金額は、別に定める。

(有資格者名簿への登録)

- 第5条 所長は、指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者のうち、前条の規定により指名競争入札に参加する資格があると認定された者については、これを工事等請負有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に登録するものとする。
- 2 有資格業者名簿は、入札所管係で管理する。
 - 3 有資格業者名簿は、公表する。

(資格の認定の取消し)

- 第6条 有資格業者が組合告示第6号第1の第1号から第5号までのいずれかに該当することを知ったときは、その旨を所長に報告しなければならない。
- 2 所長は、前項の報告を受けたときは、資格審査委員会に対し、当該報告に係る有資格業者の資格取消しに関する審議を行うよう求めなければならない。
 - 3 所長は、前項の審議の結果、取消しを必要とされた場合は、管理者の決裁を受け、有資格業者名簿からその者にかかる記載を削除するものとする。

(工事等指名運営委員会)

- 第7条 指名競争入札に参加する者の指名の公正を確保するため、石川地方生活環境施設組合工事等指名業者運営委員会設置要領による(以下「指名委員会」という。)を置く。
- 2 指名委員会は、法令、条例及び規則の規定に従い次に掲げる指名競争入札に参加する者の指名について調査審議する。
 - (1) 設計額130万円以上の工事又は製造の請負をさせるとき。
 - (2) 設計額50万円以上の測量、調査、設計の委託をさせるとき。
 - (3) その他指名委員会に付する事が適当と認めるもの
 - 3 指名委員会の組織、運営に関する事項は、別に定める。

(指名基準)

第8条 指名競争入札に参加する者を選考し又は決定する場合の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 有資格業者名簿に登録されている者のうち、設計価格が発注の標準となる工事等の設計金額に対応する等級に属する者のうちから指名する。ただし、必要がある場合は、別に定める入札参加可能範囲の範囲内における上位又は下位の等級に属する者のうちから指名することができる。
- (2) 災害復旧等のため、緊急又は短期間に完成する工事等、特定の機械又は技術を必要とする工事等その他特に必要と認められる工事等については、前号の規定にかかわらず有資格業者名簿に登録されている者のうちから指名することができる。
- (3) 前2号の規定に基づいて指名競争入札に参加する者を選考し又は決定しようとするときは、次に掲げる事項について留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏ないようにするものとする。

ア 指名競争入札参加資格の審査の申請をする年の1月1日(以下「審査基準日」という。)以後における経営状況

イ 審査基準日以降における工事成績

ウ 当該工事等に対する地域的条件

エ 手持工事等の状況

オ 当該工事等施工についての技術的適正

カ 審査基準日以降における安全管理の状況

キ 審査基準日以降における労働福祉の状況

(指名選考内申)

第9条 所長は、工事等の起工が決定した場合において、当該工事等の設計価格が第7条第2項に該当するものであるときは、前条に定める指名基準に基づき、指名競争入札に参加させようとする者を選考し、工事等請負業者指名選考内申書(様式第2号)により指名委員会に内申するものとする。

(指名の選考及び決定)

第10条 所長は、前条の規定に基づき内申したときは、指名運営委員会に対し指名すべき者の選考を受けるものとする。

2 所長は、前項の選考結果について工事等請負業者指名選考結果通知書(様式第3号)により、管理者に報告するものとする。

3 災害応急工事その他緊急止むを得ない工事等を施工するために特に必要があると認める時は、指名委員会の委員長は、委員2名以上の意見を徴し、指名すべき者を選考することができる。この場合において、指名委員会の委員長は、選考後初めて開かれる指名委員会にその旨を報告しなければならない。

(指名停止)

第11条 有資格業者が別に定める指名停止基準に掲げる事項に該当する行為を行ったことを知ったときは、速やかにその旨を所長に報告しなければならない。

2 所長が前項の報告を受けたときは、指名委員会に対し、当該報告にかかる

指名を停止すべき者及び停止期間の審議を求めなければならない。

- 3 所長は、前項の審議の結果、指名の停止等が必要とされた場合は、管理者の決裁を受け、工事等請負業者指名停止通知書(様式第4号)により、その旨を有資格業者に通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対して通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。
- 4 所長は、指名停止期間中の有資格業者についてやむを得ない事由により、随意契約の相手方とする必要があるときは、あらかじめ指名委員会委員長に協議するものとする。
- 5 所長は、指名停止期間中の有資格業者が、組合の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人(連帯保証人を含む。)となることを認めてはならない。
- 6 所長は、指名停止事由に至らない事由のため、指名停止が行われない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことが出来る。

(指名停止の変更及び解除)

- 第12条 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別に定める指名停止基準に掲げる期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 2 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、有資格業者についての指名停止を解除するものとする。
- 3 前条第1項から第3項までの規定は、前2項の規定による変更及び解除を行う場合に準用する。

(入札結果)

- 第13条 所長は、指名委員会の指名選考に基づいて入札を執行した工事等の入札結果を工事等指名入札結果報告書(様式第5号)により、管理者に報告しなければならない。

(等級別格付基準等)

- 第14条 組合告示第6号及びこの要綱において別に定めるものとされた事項は、資格審査委員会の審議を経て管理者が定める。

(準用規定)

- 第15条 工事等の請負契約を随意契約の方法により締結する場合における見積人の選考については、この要綱を準用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。